

老人及び身障者向住宅の研究 —— 福祉住宅計画研究 —— (そのII)

青木正夫
片岡正喜
村上良知
中構信之

身障者の住空間構成に関する研究

1. はじめに — 研究の位置付け・研究目的 —

11 身障者を含む世帯（在身障者世帯）の住生活難は①身体的機能の低下と健康状態の悪化，②家計（稼得）構造の崩壊，③介護の必要性の増大という3つの局面に集

約的に現われ、生活構造としての再生産のサイクルを破綻に至らしめる。これらは相互に関連しあい、身障者や世帯、更に社会関係のレベルで具体的に現象している（図-1）。

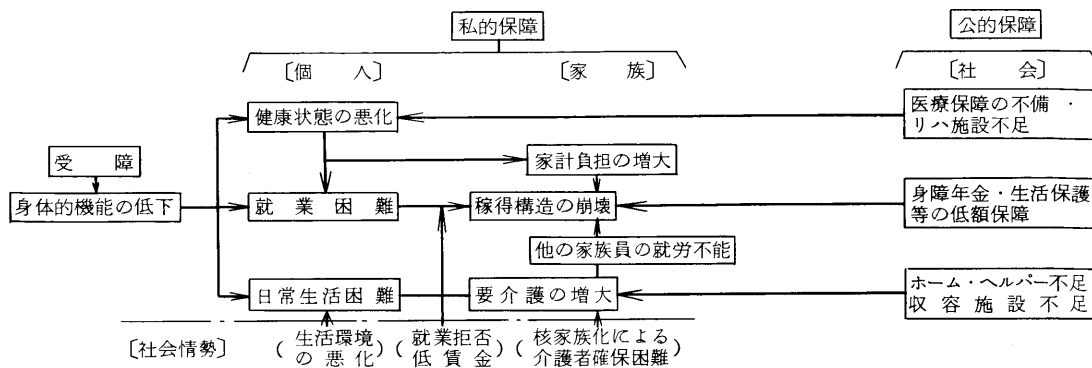


図-1 身障者およびその家族の生活難構造と依存関係

これに対し、社会的な公的保障の後進的側面を多く残しているわが国の現状では、身障者とその世帯の努力＝私的保障に大きく依存せざるを得ないのが実情であろう。

このような在身障者世帯の生活難の中で、住宅は私的保障の場として重要性が認識されなければならない。同時に住宅は地域で身障者が自立する場として積極的な位置付けが必要である。ここで求められる身障者の住宅の必要な条件は、①住宅をとりまく生活環境や生活施設（住宅立地の問題）と、②住宅の改善の問題の2つに集約されるが、現在の住宅事情のもとでその実現は非常な困難を伴っている。

このような困難の中で、在身障者世帯の必要条件を充足するのに最も可能性の高いものは、新築住宅、殊に公共住宅の中においてである。

12 身障者世帯向特定目的住宅の住戸は、各自治体で差があり、当初一般住戸への優先入居から、次にサニタリーの手摺やバルコニーへのスロープ設置等の部分的設計変更へ進展し、最近では在身障者世帯の入居を設計段階から想定した特殊設計住戸の建設を行なう自治体が増加し、その建設戸数も年を追って増加している。この3者が併存しているのが現状である。

本研究は以上の身障者の生活実態、それを解決する公共住宅の重要性を背景としている。

13 下肢障害者（特に車イス利用者）を主な対象とするこれらの特殊設計住戸の計画でとられるべき方法は、公共住宅の大量建設のための標準設計と障害の多様性との矛盾に対応するために、在身障者世帯の住空間構成を基礎として一定の固定した基本構成空間と障害の個性に対応する可変部分を切り離して計画するハーフメードの考え方である。

ハーフメードの方法では、可変部分に対応したディテールの研究と同時に、基本構成空間に対応するための住空間構成の研究が不可欠であり、更に住戸計画にあたっては両者をフィードバックさせながら総合化する過程が必要である。本研究はこのような位置付けで、住空間構成のあり方を展開するものである。

14 本研究の目的は、在身障者世帯の住生活の実態を通して住生活遂行上のハンディキャップとなっている空間（建築）の障害要因を明らかにし、住要求を把握し、その住要求充足のための住空間構成の基本となる法則性を明らかにし、在身障者世帯の住生活改善のための住宅整備計画の基礎とするためのものである。そのために次の課題を設定する。

- ① 在身障者世帯の住要求及びその原因の究明
- ② 在身障者世帯の住要求充足のための住生活の法則性の明確化

③ 在身障者世帯の世帯構成と身障者の建築的障害を軸とし、住生活の法則性を基礎にした住宅平面計画論の提示

15 なお、本研究の調査資料は昭和47年～48年福岡（3団地）・熊本（1団地）・兵庫県（1団地）・別府（1団地）において行なった在身障者世帯住生活実態調査を用いる。また方法論の部分では昭和48年福岡市において行なった一般住宅居住者を対象にした同調査も用いている。

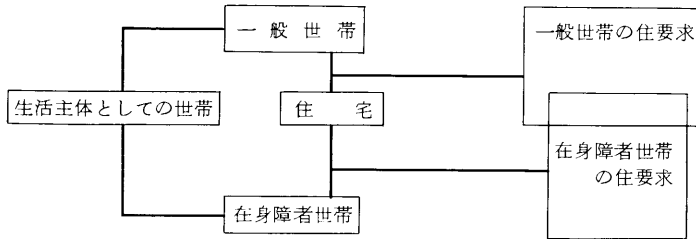


図-2 一般世帯と在身障者世帯の住要求の関係

22 住要求とそれに対応する住空間構成の方法は身障者が直面する建築的障害や世帯構成及びその中の身障者の地位を主な軸として設定できる。従って住み方を詳細にみるにあたって多様な障害を建築的立場から捉える尺度の検討及び在身障者世帯の分類が重要である。その類型の特性毎に空間条件の課題設定が可能となり、住み方をみる場合の視点となるのである。

身障者の捉え方はこれまで多くの試みがなされている。現在行政施策の裏付けとなっているのは、身体の欠損部位・程度（機能レベル）で評価された等級である。最近では、①機能レベル、②能力レベル、③ハンディキャップのレベルの3つの側面から立体的に捉える必要性が説かれている。

2. 研究の方法

21 住宅では身障者と同時に他の世帯員が生活を共にしている。従って在身障者世帯の住要求には健全者世帯と共通なものも多く含まれている。本研究がこれまで蓄積されてきた住み方研究をベースとするのはこのためであり、これを踏まえた在身障者世帯独自の住要求とそれをもたらす要因を明確にする方法をとる（図-2）。

23 本研究では空間（建築）的障害を捉えるために①住生活で最も基本的な行為である移動の動作を捉えて基本とし、更に②住空間とのかかわりで重要かつ困難性の高い行為（階段昇降・用便・入浴・外出）の処理能力を捉え、③この両者を関係づけ、身障者の特性として住空間条件を考察する指標とする方法をとる。

すなわち、本研究で移行動作をとりあげるのは、一つには移行能力が基礎的な住生活行為の遂行程度に密接に相関するからであり、二つには移行動作の程度が、本研究の主題である平面計画にかかわる室相互の関係を左右する主要素になるからである。

①まず、移行能力は次の6段階に分ける事ができる（表-1）。

表-1 移行能力と移行状況

移行能力	略称	移行状況	例数
1. 歩ける	<A> Ambulant	補装具を着装せず、ほぼ支障なく歩ける。	22 (10)
2. 幾分歩ける	<S> Semi-Ambulant	補装具の装着を問わず、歩行に支障を伴うが、歩いて移動できる。	69 (26)
3. 車イス（使用）自立	<WI> Wheelchair-Independent	歩行はできてもせいぜい数歩で、車イスを自分で駆使して移動できる。	21 (3)
4. 車イス（使用）介助	<WD> Wheelchair-Dependent	歩行できず、車イスも自分では動かさず、介助による車イスを使用して移動する。	12 (2)
5. 要介助	<H> Helped	歩行できず、車イスも使用したことなく、いざるか、介助によって移動する。	16 (4)
6. 寝たきり	 Bed-Fast	歩行できず、寝たきりでほとんど移動できない。	12 (4)

()：特目住宅居住者の例数

②次に、移行能力別に基本的日常生活動作の遂行能力の判定基準として(1)自立(○)(2)支障+自立(△)(3)補装具+自立(△)(4)要介助(X)の4段階で判定し、その関連をみたものが図-3～図-8である。

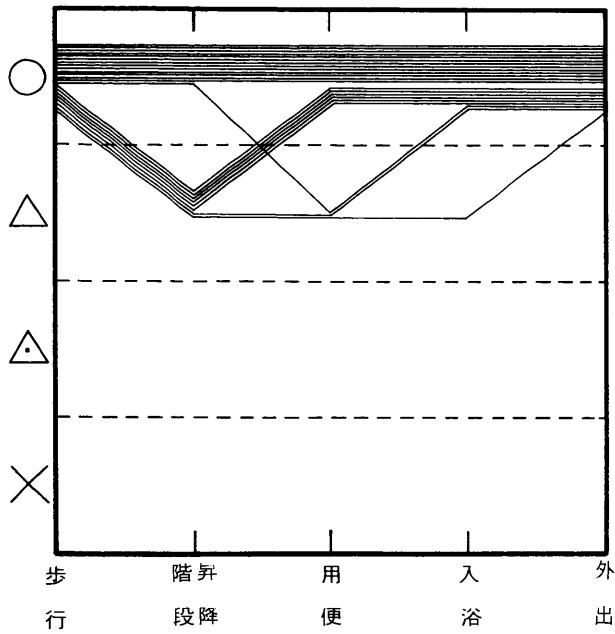


図-3 <A>の基本的日常生活動作能力

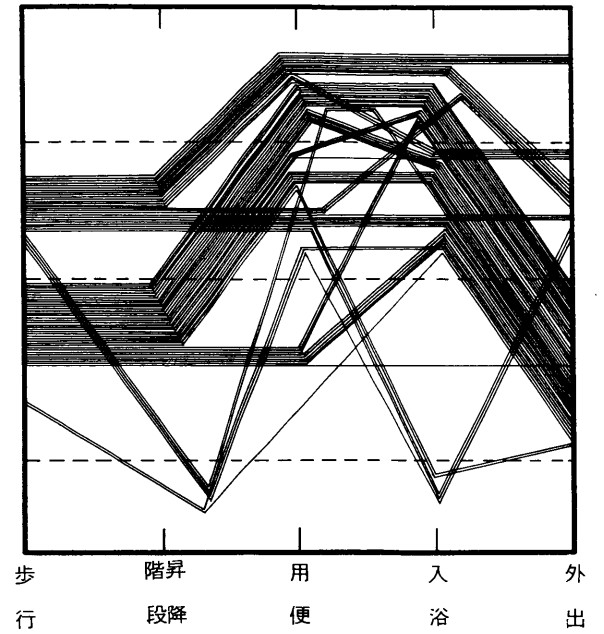


図-4 <S>の基本的日常生活動作能力

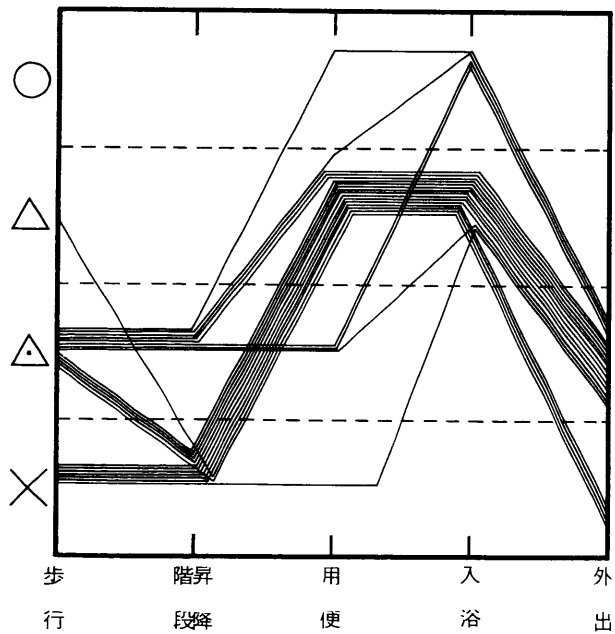


図-5 <WI>の基本的日常生活動作能力

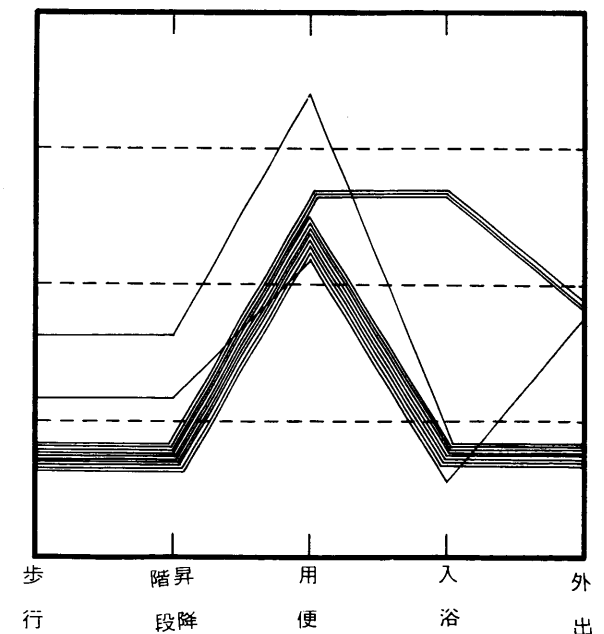


図-6 <WD>の基本的日常生活動作能力

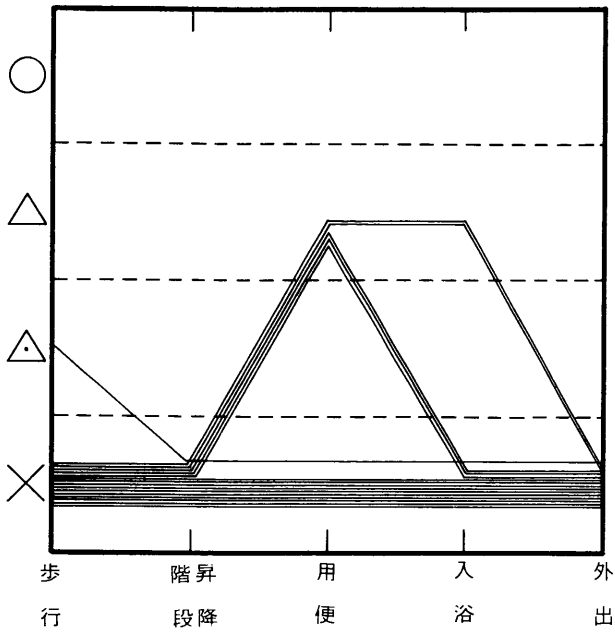


図-7 <H>の基本的日常生活動作能力

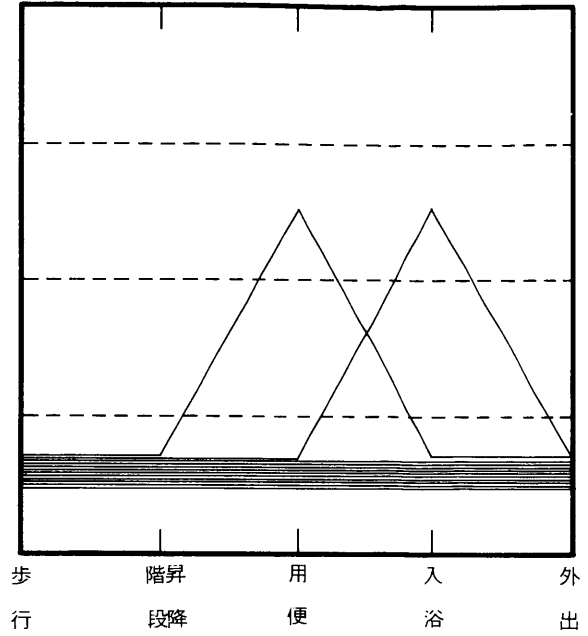


図-8 の基本的日常生活動作能力

以上の各移行能力と基本動作の関係を模式化したものが図-9である。

③以上の特性に障害の種類を加味し、移行能力の定義及び特性毎の住空間条件は次のように設定される(表-2)。

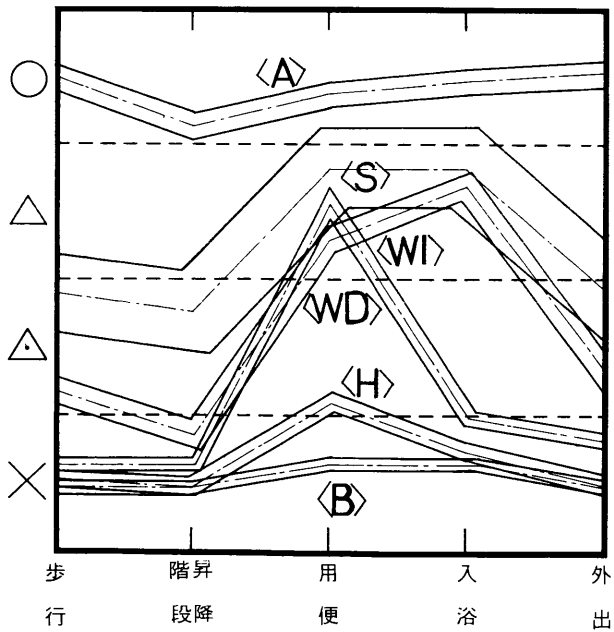


図-9 移行能力別基本的日常生活動作能力模式図

表-2

移行能力の定義と住空間条件

移行能力	基本的日常生活動作能力	住空間条件	備 考
< 歩 け る > Ambulant < A >	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行は補装具を使用せず、ほぼ支障がない。 ○階段昇降はやや困難を伴うが不可能ではない。 ○用便・入浴などの基本的日常生活動作は自立可能で、住生活全般にわたり健帯者に近い位置にある。 ○外出も補装具を使用せず、ほぼ支障なく可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高いレベル差(1, 2階にまたがることは避ける。 ○手摺などは有効 	<ul style="list-style-type: none"> ○<片マヒ・下肢マヒ>・<下肢硬直>が中心。 ○A級が主体で3, 2級まで分布 ○補装具は住戸内・外ともほとんど不要
< 幾 分 歩 け る > Semi-Ambulant < S >	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行は補装具の使用を問わず、支障は伴うが歩ける。住戸内では補装具をほとんど使用せず、壁伝い・いざる移動が多い。 ○階段昇降は歩行以上に困難であり、1, 2階間の昇降は基本的に無理である。 ○用便・入浴は困難を伴うが、自立遂行が可能。 ○外出には補装具・車イスの使用が多くなるが自立遂行可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一レベル階の空間構成が基本。 ○レベル差は避け、ステップには手摺、足台などの配慮が必要。 ○便器・浴槽・洗面台・流しなどの仕様に配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<対マヒ・両下肢マヒ>・<片マヒ・下肢マヒ>・<下肢切断>を中心に<両下肢硬直>・<下肢硬直>にも厚い。 ○4, 3級に集中し、2級にも比較的厚く分布。 ○補装具は住戸内はほとんど使用せず、住戸外では杖・義足類の使用率が高くなる。
< 車 イ ス (使 用) 自 立 > Wheelchair Independent < WI >	<ul style="list-style-type: none"> ○移動は自立で車イスを使用し可能。上肢の一方は欠損せず、車イスが操作でき、トランスファーが可能。 ○用便・入浴は器具及びへヤの構造によるが、自立遂行の能力が充分ある。 ○外出には相当の困難を伴う。物理的環境条件の改善で自立可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一レベル階の空間構成が必須で僅かのレベル差もなくす。 ○各室の車イス適応度を高め各室相互を車イスで連絡可能にする。 ○特にサニタリー・台所関係は車イス使用のための広さ・ディテールの配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<対マヒ・両下肢マヒ>が主体。 ○2, 1級が中心で、3, 4級にも分布。 ○補装具は住戸内で使用、不使用半々で杖類の使用がなく、住戸外では車イスの使用が多い。
< 車 イ ス (使 用) 介 助 > Wheelchair Dependent < WD >	<ul style="list-style-type: none"> ○移動は車イスによる車イスで行なう。上肢の欠損度が高くトランスファーに介助を要するケースが多い。 ○入浴は一般に自立遂行は不可能であるが、用便は自立できるものがある。 ○外出は自立不可能で介助による車イスで行なうが、外出しない者がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<WI>の条件に加え、介助のしやすさを配慮することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<対マヒ・両下肢マヒ>が主体。 ○1, 2級に分布し、2級が中心。 ○補装具は住戸内でも使用しないものが多く、住戸外では車イス等の車類の使用が増えるが、外出しないものが多い。
< 要 介 助 > Helped < H >	<ul style="list-style-type: none"> ○移動はいざるか介助による。<WD>より重度で、車イス使用不可能で利用経験も少ない。 ○入浴は自立遂行不可能であるが、用便は自立できるものがある。生活全般に要介助の割合が高い。 ○外出は自立不可能で、外出しないものが多く、一部が介助による車イスで行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個室として就寝・食事は勿論、便所及び用便処理のできるへヤの確保が要求される。 ○個室と介助者との連絡に対する配慮が必要。 ○サニタリーは介助に対する配慮が不可欠で、車イス用・非車イス用の2つのタイプに分けて考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<肢マヒ>・<対マヒ>が主体。 ○2, 1級に分かれて分布。 ○補装具は住戸内では使用せず、住戸外は外出しないものが圧倒的に多く、車イス・その他の使用者が若干あるのみ。
< 寝 た き り > Bed-Fast < B >	<ul style="list-style-type: none"> ○生活行為全般において自立不可能で常時看護を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<H>の条件に加えて、個室は介助者が同室就寝できることが必要。 ○側室は家族の団らんなどと連絡できる位置が要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<四肢マヒ>が主体。 ○1級が中心で2, 3級に僅かに分布。 ○補装具は住戸内・外とも使用せず、外出はしない。

24 住空間条件設定のもうひとつの軸は世帯構成である。本研究では、従来社会学・建築計画学で用いられて来た分類方法を踏まえ、主要な成員の結合関係に身障者の地位を組み込んで表示する。

① 基本となる一般の世帯類型として

世帯を構成する単位家族

C：夫婦（核）家族：夫婦のみ・夫婦と子ども

B：欠損家族：Cのうち夫婦の一方を欠くもの

S：独身家族：一人もの

単位家族の組合せ：直系家族、その他を設定する。

② 身障者の世帯上の地位と主な役割は次のように表示する。また、地位と役割により、空間課題も想定できる（表-3）。

③ ①、②を組合わせて、在身障者世帯の類型は表-4のように表示する。

表-3 身障者の地位・役割と住空間条件

	身障者の地位	主な役割	主たる配慮事項	住空間に要求される条件
C ^D	夫	職業労働	就労条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> 通勤の場合 - 職住近接 通勤手段の確保 自営の場合 - 仕事場(室)の確保
B ^D		家事労働にも従事		<ul style="list-style-type: none"> C^Dの条件に準じる
C ^{D'}	妻	家事労働	家事労働・家庭管理の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 台所・食事室中心の改善 生活施設の利便性の確保
B ^{D'}		職業労働にも従事	就労条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> C^{D'}の条件に準じる
α ^D	11才以下の子ども	前期の育成過程	遊び・育児に従事する母親との関係	<ul style="list-style-type: none"> 子ども室・遊び場の充実・確保 台所・家事室と子どもが主にいるへやとの関係 子どもの就寝室と母親の就寝室との距離・母親の就寝室の広さ
β ^D	12才以上の子ども	後期の育成過程	教育・自足の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども室の充実・確保 就寝室のプライバシーと介助者の距離
S ^D	単身者	自立過程	就労条件の準備・確保	<ul style="list-style-type: none"> C^Dの条件に準じる

表-4 単位・在身障者世帯とその組合せ

単位世帯	世帯類型	世帯構成内容
夫婦世帯	C ^D , C ^D K(C ^D α, C ^D β) C ^{D'} , C ^{D'} K(C ^{D'} α, C ^{D'} β) C ^{DD'} , C ^{DD'} K(C ^{DD'} α, C ^{DD'} β) Cα ^D Cβ ^D } CK ^D	夫婦家族で夫が身障者 夫婦家族で妻が身障者 夫婦家族で夫婦とも身障者 夫婦家族で11才以下の子どもが身障者 夫婦家族で12才以上の子どもが身障者
欠損世帯	B ^D , B ^D K(B ^D α, B ^D β) B ^{D'} , B ^{D'} K(B ^{D'} α, B ^{D'} β) Bα ^D Bβ ^D } BK ^D	欠損家族で夫が身障者 欠損家族で妻が身障者 欠損家族で11才以下の子どもが身障者 欠損家族で12才以上の子どもが身障者
単身世帯	S ^D	独身の身障者一人暮らし
単位世帯の組合せ(例)	C ^D +○, C ^D K+○ C ^{D'} +○, C ^{D'} K+○ CK ^D +○ etc	C ^D , C ^D Kを含む世帯 C ^{D'} , C ^{D'} Kを含む世帯 CK ^D を含む世帯

α：長子の年齢が11才以下 β：長子の年齢が12才以上 ○：単位世帯

(5) 以上の身障者の移行能力，身障者の地位を明示した世帯類型を主な分析軸として，以下住み方の分析を通して住要求の把握と，それを基礎にした住空間構成の方法を求めたものをまとめる。

3 移行能力低下による住み方への影響

3-1 食事室としてのDKについて

1 一般に移行能力を伴う下肢障害者には，上下の重心移行の少ないイス式が適ししやすいといわれているが，公営住宅の多数を占めるDKは和洋折衷様式であり，かえってイス式が利用されていない。

2 DKが食事に利用されている比率は全般的に低い（半数）。これは和室とDK間の移行回数を減らすためであると考えられる。その利用率の差は，移行能力の差に明確に対応している事によって裏づけられ，歩行できる<A><S>までと，歩行にかかわる手段及び介助に移行を依存する<WI><WD><H>との差が大きい。<WI>以下のDKの食事使用は僅少である。

3 ただ，主婦が身障者である世帯構成では，DKの利用率は高く，これは家事労働軽減のために流しとの距離や，上下方向の移動に関連したものと考えられ，イタノマのDKの適合度が高いといえよう。

4 移行能力の低い<H>の食事は，就寝室と一致する率が高く，同時に他の世帯員の食事までもそこに誘引される傾向が顕著である。

5 食事様式として現在坐式のものがあるが希望する例は意外に低い。これはイス式が便利だといわれつつも，入居前の住慣習から抜け切れていない事や，経済的要因に関連していると考えられ，他の世帯員のイス式の必要性はいっそう低いとみられる。

6 このようなDKの使われ方を踏まえれば，今後のDKの考え方は，身障者が主婦であるか否かで要求度が異なる事を前提として，移行能力別にはひとりで歩ける<A><S>については，家具購入の援助や貸付などの工夫によりDK利用を促し，居室の専用性を高めるようにすべきである。また移行頻度をへらす点では，在宅時の中心となる居間のヘヤ（DKの隣接居室をワンルーム化して使用する傾向が顕著）としてLDK・LK的な居室の方向が考えられる。その際，現状では完全な洋式ではなく和式を尊重したものが相当程度必要とされよう。

7 <WI><WD>については第1に車イス利用可能な住戸の供給が前提であり，唯一のイタノマであるDKのスペースの拡大が必要である。第2に住戸の主要な部分が車イスで使用可能なものとするべきである。同時に車イスの操作訓練などのソフトなサービスも保障さ

れる事によって一層その効果はあがるであろう。

8 <H>については，就寝室へ他の世帯員が誘引され，DKの使用率が低い事から，DK（世帯員の食事の場）と居室（身障者の食事の場）とが密接に保てる配置が望まれると同時に，就寝室の十分な広さが確保されなければならない。

3-2 食寝分離について

1 DKを使用しているか否かが食寝分離に直接に関連し，DK利用率の低さ（約半数）を反映して，全体で食寝分離をしていない世帯が半数に及んでいるのは注目される。すなわち，DK利用率の高い<A><S>では食寝分離率が高く，移行能力の低くなる<WI>以下では低率となる。

2 したがって，在身障者世帯の場合，移行能力の低い障害者にまで食寝分離を絶対的なものとして，すべてに移行を強いるのは問題があり，特に重度の場合は，むしろ身障者の起居を加味して移行負担を軽減するような住空間の構成が求められる。

3-3 身障者の就寝室のとり方とその影響

1 就寝室は，住戸の空間構成と世帯構成との関係から決定されるが，在身障者世帯の場合，身障者の障害の程度が重くなると寝たきりやベッド利用や介護者などとの関連を重視せざるを得ず，身障者の就寝室を優先的に決定する必要度が高くなる。その結果一般世帯とは傾向を異にし，他の就寝に影響が及ぶことが考えられる。

2 移行能力による就寝室のとり方の差異は，身障者の就寝が居室のうち主室と副室のいずれでなされるかに現われる。移行能力の高い場合，主室就寝の比率が高く，移行能力が低くなるにしたがい副室就寝が多くなる。これはベッドの利用と関連があると考えられる。身障者のベッド利用率は全体に低いが，移行能力別には，移行能力の低い<WI>以下で高くなる。ベッドを置くヘヤはDKと隣接し公的空間となりやすい主室を避け，重度では殊にその傾向が強まるためである。

3 副室が4.5帖という広さには問題があり，そこで食事・団らんも行なわれるケースのある事を考えると6帖は必要であり，要介助者の場合の介助者の同室就寝を考えるとなおさらである。

3-4 住戸内就労が住み方に及ぼす影響

1 就労率は調査例で半数を越え，その半数以上が住戸内就労である事は，仕事室の確保が重要な住要求であることを示しており，現状の住戸内就労を禁じた公営住宅法の緩和措置が考えられてよい。

2 就労は世帯構成上の身障者の地位に大きく関連して

おり、夫婦とも身障者ではすべてが、夫が身障者である世帯や単身者では過半数が住戸内就労をしており、家計の維持を強く求められる地位の身障者でその率が高い。

- 3 就労率は障害程度に密接に関連するのは当然であり、移行能力との関連でも、〈A〉～〈WD〉では就労率が高く、〈H〉〈B〉になると就労者はほとんどなくなる。そのことは、住戸内就労にも反映し、〈A〉～〈WD〉まではみられるが、〈H〉〈B〉ではない。殊に〈WI〉〈WD〉の就労者のうち、すべてが住戸内就労であることは注目される。
- 4 住戸内就労による稼得が収入に占める比重と仕事室の専用化は比例する。住戸内就労による稼得を主収入としている率は高い。
- 5 職種は洋服仕立てが断然多く、他は印版など作業台・接客スペースなどを必要とするものが多く、狭い住戸で住み方への影響は避けられない。
- 6 住戸内就労による仕事室は、6帖・4.5帖からなる2DKでは4.5帖が最も多く（半数）、次に6帖が続き、居室で行なう例が多く、DKで行なう例は少ない。DKと隣接した6帖は公的空間となりやすく、またDKでは家事労働との矛盾が大きいため、隔離度の強い4.5帖が選ばれるためと考えられる。
- 7 仕事室は専用性を高めるかたちで確保される傾向が強く、準専用（仕事室が身障者の寝室と兼用）をあわせると過半数である。この場合、収入に占める率の高いケースがほとんどであり、その結果他のヘヤでの行為の重複を促しており、食事・団らん・就寝の3行為が重複する例が断然多い。

4 住戸プランの適合性

41 調査対象住戸は図-10～図-16である。住戸型は、3DK・2UDK・2DKの3種類、居室の並び方について〈ヨコ型〉〈タテ型〉に分け、居室間の間仕切り方によって〈連続型〉〈仕切り型〉とに分ける。各住戸型毎にその住み方をみる事によって在身障者世帯向住戸としての適合性を検討する。

42 〈2DK-タテ連〉(図-10)

少人数世帯用の住戸で、独立した居室がなく、世帯の成長とともに問題の生じる可能性が高い。DKの使用率は半数、DKが使用されない場合4.5帖の使用率が高い。全体的な使用の状況には2つの傾向があり、第1は成人率が3.0未満では、4.5帖が食事・団らんの公的空間として、6帖が主寝室として使用されるものである。第2は就寝分解の要請の高い世帯で、6帖が公的空間として、4.5帖が主寝室となるケースである。

住戸内就労がなされる場合の仕事室としての傾向はない。

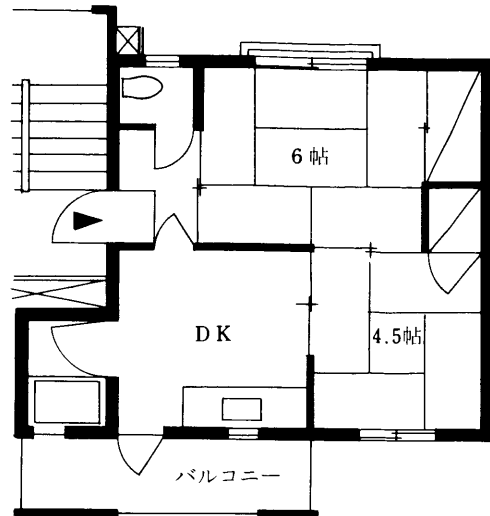


図-10 〈2DK-タテ連〉

仕事室の専用化は成人率3.0未満でしか確保されていない。全体的に仕事室の影響は小住宅のため避けられない。

43 〈2DK-タテ連車イス用〉(図-11)

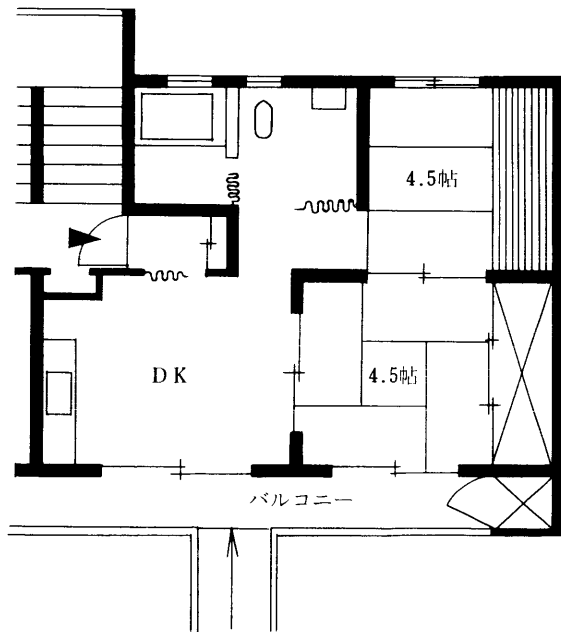


図-11 2DK-タテ連車イス用

この住戸での代表的住み方は、主室である4.5帖とのつながりが強く、DKで食事・団らんなど公的な空間とし、且つ主室を主寝室とするものである。副室（北側）4.5帖は就寝分離をした子供・母親の就寝室となる。副室はサニタリーに隣接して身障者用の寝室と仮定して設計されているが、意図通りには使われていない。押入れがなく、フuton就寝に不適で、ベッドをおくには450mm上った床が移行の負担を大きく、かえって不便なものとなっている。

44 < 2DK-ヨコ連 > (図-12)

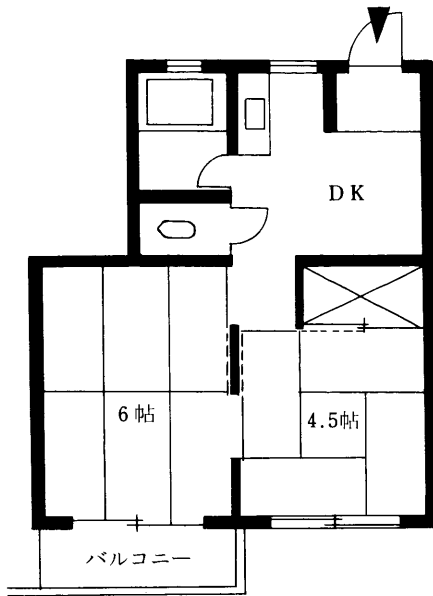


図-12 2DK-ヨコ連

床面積が狭く、DKが玄関からの通路となり、また主室に収納がないなど問題の多い住戸である。DKは、その位置が北側で通路となり易く、利用率。主寝が食事・団らんなど公的空間となり、収納のある副室が主寝室にあてられるのが代表的住み方である。しかし、就寝分解の要請が高くなるに従い主室でも就寝し、そこでの食寝非分離や混寝が生じている。

45 < 3DK-ヨコ連 > (図-13)

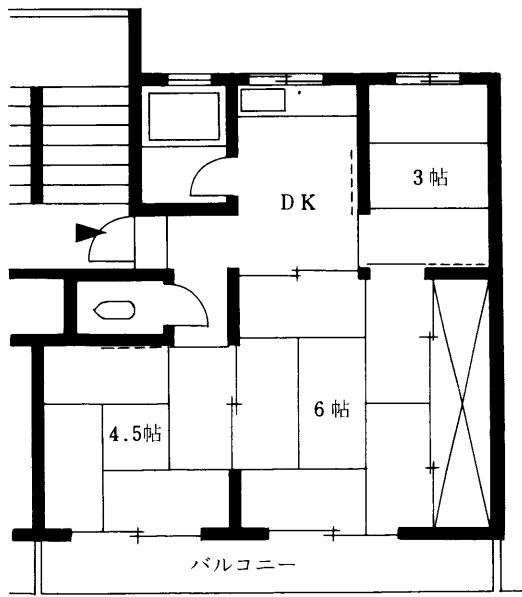


図-13 3DK-ヨコ連

3居室の確保がDKの面積への影響を与えている。DKの食事室としての利用率は高くなく、DKに連続した6帖が食事や団らんなどの公的空間となり、かつ、こ

こが主寝室（押入れがついている）となるために食寝非分離の比率が高くなっている。

住戸内就労のうち仕事室はすべて4.5帖であり、移行能力が低い場合は同時にここが個室ともなっている。

3帖は世帯人数が多くなった場合の子供の寝室となっている。3DKであってもDK・3帖の条件が悪く、有効に利用されず、6帖に行為が集中し、3DKの利点が発揮されているとはいえない。

46 < 2DK-タテ仕 > (図-14)

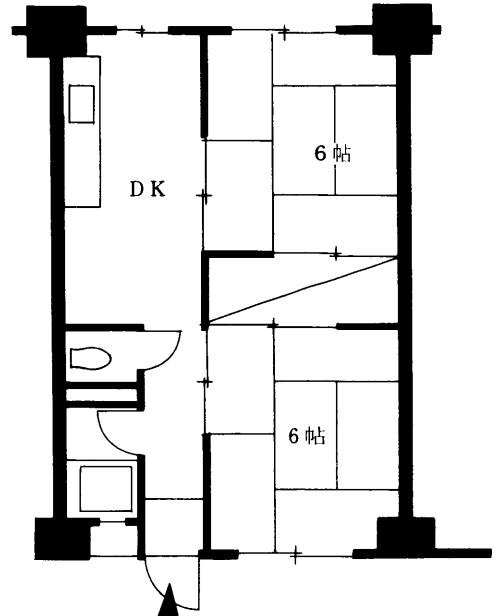


図-14 2DK-タテ仕

すべて住戸内就労をしており（すべて主収入）DKに隣接しない副室的6帖が専用化されている。食事はDKで半数、残りはDKに隣接した主室で行なわれる。また同時にそこが主寝室となっている。調査時点では若い少人数である世帯構成であったため決定的な矛盾は表われていないが、世帯の成長とともに副室への就寝分解が行なわれるが、仕事室が必要な場合、仕事室との重複は避けられない。

47 < 2UDK-タテ仕 > (図-15)

この住戸は、南6帖・北4.5帖と、逆になった南4.5帖・北6帖の2タイプがある。

DKのプロポーションが悪く、家具の配置に適さないためにDKの使用率は低く、使用していないすべての世帯で食寝分離が行われていない。DKに隣接した居室（6帖・4.5帖を問わず）が公的空間として使用される傾向が強い。若い世帯や少人数の成人率の低い場合、食事・就寝・団らんがDK及びDKと隣接した居室で完結させ、ワンルーム的利用が目立つ。成人率がふえると北側にも押入れがあることから、就寝分解が有効になっている。これはUの存在が大きく、仕事室の専用化をUで

行なうために就寝との重複が避けられている。Uは仕事室の他には積極的に使われておらず、納戸の利用が多い。

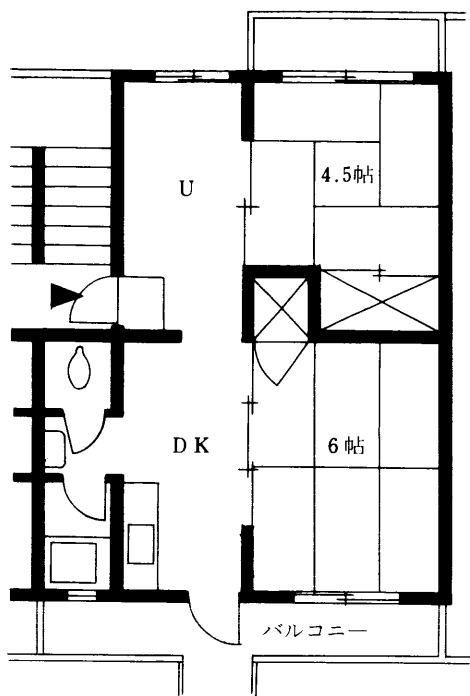


図-15 2UDK-タテ仕

48 <2DK・T.H> (図-16)

2階建てかつ、1階はDKのみという在身障者世帯には最も不適な住戸である。

DKが食事室として利用されているが、すべて坐式である。

2階が主寝室となるが、人数が多くなるとDKへ分離するなど3帖の居室が有効に利用されていない(押し入れがない)。

身障者自身の昇降はむろん、移行能力の低い場合の介助者の昇降など階段の存在が大きな障害となっており、あわせて居室の狭さなど問題の多い住戸である。

49 住戸型別の住み方及び問題点は次のようにまとめる事ができる。

- ① 2DKは夫婦2人から成人率3.0人未満まではなんとか適合できるが、仕事室確保の影響は避けられない。小規模住戸の場合、狭い空間を有効に且つワンルーム的に利用するために、居室間は仕切型より連続型の方に適合性が高いといえよう。
- ② 居室に押し入れがない場合、特に公的な空間となりやすく、主室のみにしかない場合、移行困難からいっそう食事や団らんの就寝との重複が生じやすい。
- ③ DKの条件としては、DKと連続する居室との連続性を高める事が必要である。しかも南側で(殊に車イスの場合は)余裕のある広さ・プロポーションが求められる。

- ④ 2UDKのUは玄関に接し通過交通もなく、公的空間からの独立性の高いものであり、他の空間への影響が少ないために仕事室として専用化できる住戸型として参考になる。

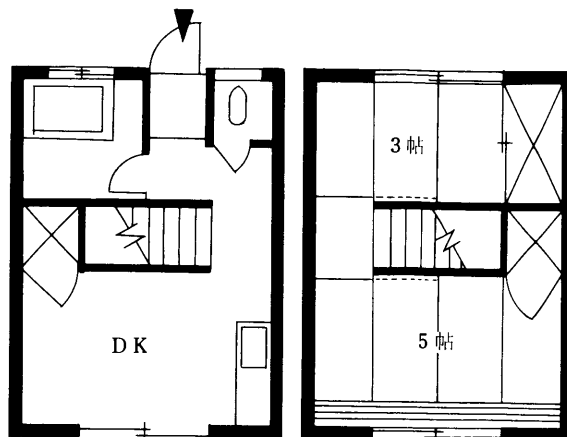


図-16 T.H

5. 在身障者世帯向住宅の住空間構成のあり方

以上述べてきた結果を通して、今後の在身障者世帯向住宅計画において求められる条件は次のようにまとめられるであろう。

- 1 在身障者世帯において身障者を位置づけた世帯類型と住戸型との対応を更に高める。
- 2 身障者と住戸との対応は、浴室・便所はもちろんDK、就寝室、その他のハーフメードの部分を増やし、設備・器具などの調整適合の可能性を高める必要がある。
- 3 現在では住戸内就労は止むを得ず、専用の仕事室を確保できる住戸計画を必要とする。
- 4 DKと隣接居室及びLDKはワンルーム的な使用を容易にする空間構成が求められ、そのためにはDKと居室及びLDKの方向・広さ・プロポーションの適正化をはかる事が必要である。
- 5 食事の様式は現在イス式・坐式が半々の状態であり、イス式に対しては家具の貸与・坐式に対しては当面タタミを主体としたDK・LDKの開発が求められる。

参考文献

- 1) 拙著「身障者の住生活空間に関する研究(その1) 序論・研究の位置付けと方向」 日本建築学会論文報告集219号
- 2) 拙著「身障者の住生活空間に関する研究(その2) 研究方法と住空間構成の課題-I」 " 236号
- 3) 拙著「身障者の住生活空間に関する研究(その3) 研究方法と住空間構成の課題-II」 " 237号
- 4) 拙著「身障者の住生活空間に関する研究(その4) 特目住宅の場合1・住み方の特徴」 " 238号
- 5) 拙著「身障者の住生活空間に関する研究(その5) 特目住宅の場合2・住要求と充足方法」 " 239号